

令和5年6月 26 日

茨城県潮来保健所

外来機能報告における紹介受診重点医療機関の選定について

令和4年度より医療機関における外来機能報告が義務化(病院及び有床診療所)され、一定の基準以上の医療機関及び基準以下であるが紹介受診重点医療機関になる意向がある医療機関については、地域において協議を行うことを厚生労働省より通知があった。地域において協議等を行い、結論が合致したもの(地域の意向と医療機関の意向)に限り、県において紹介受診重点医療機関の公表を行うこととされた。(参考資料 2-1)

※外来機能報告は毎年報告を行うため、紹介受診重点医療機関の選定も毎年行うこととなる。

※本年度は令和4年分(6月)と令和5年分(令和6年1～2月)に協議を行う。

【一定の基準:外来の割合】(参考資料 2-2)

■初診に占める重点外来の割合40%以上 かつ 再診に占める重点外来の割合25%以上

○医療資源を重点的に活用する外来(重点外来)

- ・ 医療資源を重点的に活用する入院前後の外来
- ・ 高額等の医療機器・設備を必要とする外来
- ・ 特定の領域に特化した機能を有する外来

○上記の基準を満たす医療機関及び紹介受診重点医療機関となる意向のある医療機関

医療機関施設名	一般 病床数	意向	重点外来割合(初診) * 基準 40%以上	重点外来割合(再診) * 基準 25%以上
医療法人社団善仁会 小山記念病院	194	有	43.2	34.3
鹿嶋ハートクリニック	19	有	75.4	27.1

【参考】重点外来割合を満たさない場合の指標(参考資料 2-3)

意向	重点外来割合(初診) * 基準 40%以上	重点外来割合(再診) * 基準 25%以上	紹介率 * 基準 50%以上	逆紹介率 * 基準 40%以上
有	確認		協議	
無	協議		—	

重点外来割合を満たさないが意向がある医療機関においては、将来に向け基準を満たすためのプロセスを示す必要がある。

【参考】紹介受診重点医療機関の診療報酬等(参考資料 2-4)

一般病床200床以上	一般病床200床未満
県による公表	県による公表
連携強化診療情報提供料 150 点 他の保険医療機関から紹介された患者について、他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合に、提供する保険医療機関ごとに患者 1 人につき月1回に限り算定する。	連携強化診療情報提供料 150 点 他の保険医療機関から紹介された患者について、他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合に、提供する保険医療機関ごとに患者 1 人につき月1回に限り算定する。
紹介状なしで受信する場合等の定額負担の額 [定額負担の額] ・初診：医科7,000円、歯科5,000円 ・再診：医科3,000円、歯科1,900円	—
紹介受診重点医療機関における入院診療の評価 (新) 紹介受診重点医療機関入院診療加算 800点(入院初日)	—
初診料及び外来診療料における紹介・逆紹介割合に基づく減算規定 紹介割合50%未満又は逆紹介割合30%未満の場合 初診料288→214、外来診療料74→55	—